

お 礼

2025年2月25日
一般社団法人権利擁護ネットワークほうき（愛称：うえるかむ）
代表理事 高橋敬幸

市民後見フォーラム（2月22日）
「だれかの小さな力につながる権利擁護支援 ～意思決定支援について一緒に考えてみましょう～」
講師：中 恵美さん

（石川県金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長 社会福祉士）
に、雪が降りしきる寒い中をお出掛け頂き、有難う御座いました。

当法人は、法人設立の前年の2011年から米子市の委託を受けて、毎年、市民後見人養成講座を開いています。

当法人の年度は、4月から翌年3月までですが、毎年、市民後見人養成講座は、5月から開始し、翌年2月まで、10ないし20の講義・実践ワークなどを行なっています。

その養成講座終わりの毎年2月に、この市民後見フォーラムを開催しています。

私の当日の終りの挨拶で、「意思決定支援について市民後見フォーラムで取り上げたのは、2回目」と申し上げましたが、確かに、リアル開催では2回目ですが、オンライン開催も含めると、3回です。

1回目は、6年前の2019年2月に、弁護士の水島俊彦さんに米子に来て頂き講演して頂きました。2回目は、2023年2月28日に、コロナ禍の為、会場開催ではなく、オンラインのみで、私の講演で、「あなたも市民後見人に～意思決定支援をする市民後見人～」を行い、2023年4月にYouTubeにアップしました↓。

<https://www.youtube.com/watch?v=wReByepMRqw>

そして今回、中さんの講演でした。

さて、中さんの講演の中で、2006年12月の国連総会で採択された「障害者権利条約」の話がありましたが、2022年8月にジュネーブで、国連の障害者権利委員会による初めての対日審査（建設的対話）が行われ、9月に総括所見が出され、日本政府への勧告が行われました。

その内容は、インクルーシブ教育、パリ原則に基づく国内人権機関の設立など多岐にわたりますが、現在の成年後見制度に関しては、以下のように勧告しました。

1つが、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」

もう1つが、「必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること」です。

意思決定支援は、今、様々な勉強の機会があります。

ネット上でも、水島俊彦さんの講義、中美恵さんの講義など、多くのものを視聴して勉強することができます。

中さんの講演の中で、使われたビデオ（成年後見人が登場し、「3食きちんと食べないとダメですよ」「つねるのは暴力です。暴力は絶対にいけません。」）

↓ <https://guardianship.mhlw.go.jp/movie/c90/>

を含めた計8本のビデオ ↓ 計4時間以上

<https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/#movie>

などや、意思決定支援についてのテキスト、多くの資料が、厚生労働省のサイト ↓ にあります。

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

これからも、意思決定支援についての勉強を継続してくださいますよう、お願いいたします。

なお、本日を持ちまして、2月22日の市民後見フォーラム参加申し込みに関する皆様1人1人のメールアドレスなどの個人情報、全て削除します。

このたびは、有難うございました。